

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

2008

5

No.480



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…なんたんアートリンク
- 4面…地域を守る・育てる取組み②
大手筋地域子育てステーション
「ばおばおの家」の実践
- 6面…きばってます
山城北中部7市町社協の取組み
- 8面…平成20年度事務局体制

2面：なんたんアートリンク～障害のある人とアーティストとの作品作り

もえくさ

▼4月の終わりに5月にかけては「昭和の日」「憲法記念日」「みどりの日」「子どもの日」「振替休日」と祝日と休日が続く。祝日や休日はきちんと法律に基づいて定められており、意味も明文化されている。憲法記念日は「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」と書かれている。日本国憲法は全103か条の条文があるが、そのうちの30か条にわたって「基本的人権」が規定されて、最大限重視されている。この憲法が国民に保障する「基本的人権」は、侵すことのできない永久の権利としており、第25条に「生存権」がある。▼2000年度の介護保険制度の施行により、50年近く続いた福祉サービスの公的提供の「措置」から利用者が自ら選び「契約」に基づいてサービスを受ける制度として大きな転換がはかられた。これを受けて認知症、障害などの理由で判断能力の不十分な方々の契約行為を補完し、保護・支援する目的で成年後見人制度がはじまった。2006年度の改正介護保険法、障害者自立支援法が施行されたことにより、申立件数が増加している。▼後見人として、親族以外の第三者を選任することが必要となるケースでは、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家団体の方々が受任されてきたが、不足するという事態が生じているという。▼制度の基本的な担い手である後見人の不足については、法人格を有する社会福祉協議会自身が後見人として受任したり、NPO法人などが後見人として受任したりする動きや、一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や、技術・態度を身につけたいわゆる市民後見人を養成する動きも見られる。▼京都府においても2006年度以降、利用促進のためのワーキング会議で後見人の確保のための方策等の検討が続けられている。本会も、社会福祉協議会としての成年後見制度に関する取り組みのあり方について、問題点を整理し協議することになっている。▼日本が世界のどの国も経験したことのない高齢社会になると見込まれることから、今後も制度の利用者は増加するものと推測されるが、本制度が後見人の不足だけではなく、費用負担の問題から利用をあきらめるケースや親族からの申立が期待出来ない人たちの市町村長申立の利用が十分に機能していないなど多くの課題もある。▼成年後見制度が高齢の方や障害のある方たちの権利を擁護するものであるなら、利用が必要なときは誰でも利用できる制度でなければならぬ。憲法第25条には、国は福祉の向上と増進に努めなければならないと定めている。国・自治体は、利用しやすい制度となるようインフラを早急に整備する必要があるのではないだろうか。